

公示番号：19a00762

国名：グアテマラ

担当部署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名：算数・数学教育アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：算数・数学教育
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月上旬から2022年2月上旬まで
- (2) 業務M/M：現地13.4M/M、国内0.6M/M、合計14.0M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 現地業務 計402日

(以下の渡航回数、日数はJICA想定。

渡航回数6回以内、かつ現地業務日数計402日以内で提案・調整可能。)

- ・ 第1次 現地業務 67日
- ・ 第2次 現地業務 67日
- ・ 第3次 現地業務 67日
- ・ 第4次 現地業務 67日
- ・ 第5次 現地業務 67日
- ・ 第6次 現地業務 67日

- ・ 国内業務 計12日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しています。第1次現地業務は2020年2月中下旬の開始を想定しています。それ以外の具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月11日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご

持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 12 月 27 日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 12 点
②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 28 点
②対象国又は同類似地域での業務経験 12 点
③語学力 16 点
④その他学位、資格等 12 点
⑤業務従事者によるプレゼンテーション 16 点

(計 100 点)

類似業務	算数・数学教育に係る各種業務。 同教科の教員教育に係る各種業務の経験があると なお望ましい。
対象国／類似地域	グアテマラ／全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

グアテマラでは、1996 年の内戦終了後、基礎教育の立て直しが図られ、2000 年代前半にかけて就学率が大幅に改善した一方で、2001 年に実施された国家学習達成度評価プログラムの結果、児童の基本的な知識に係る習熟度は非常に低いことが明らかになった（初等 3 年生：読み書き 55.3%、算数 46.1%、初等 6 年生：読み書き 48.5%、算数 59.3%）。

このような状況に対し、我が国はグアテマラにおける教育分野の協力として、青年海外協力隊チーム派遣（2003～2005 年）、技術協力プロジェクト「算数指導力向上プロジェクト」（2006～2009 年）、「算数指導力向上プロジェクト 2」（2009～2012 年）を実施し、系統性に配慮した初等算数の教科書・指導書の開発と、その定着を図るための現職教員に対する資格付与研修（PADEP-D）への技術協力を行い、同国の算数教育の質改善に努めてきた。

他方、グアテマラ教育省が 2013 年に実施した算数・数学の達成度調査において基準に達した生徒の割合は、初等 6 年生で 45.8%であるのに対し、前期中等 3 年生（日

本の中学3年生に相当)では18.4%であるなど結果も芳しくなく、前期中等教育における数学教育の質の改善が喫緊の課題と認識されている。

このような状況を踏まえ、前期中等教育における効率的・効果的な数学教育の実現、一貫性のある算数・数学教育の実現のため、「前期中等数学科教育の質改善プロジェクト」を2016年1月から2019年6月まで実施し、系統的で分かりやすい前期中等3学年分の数学教科書・教員用指導書の開発と同教材活用のための教員教育の実施に取り組んできた。しかしながら、算数・数学科教育の質の改善のためには、更なる算数・数学の教科書の活用と運用の定着、教員に対する導入研修システムの改善などに取り組む必要がある。

以上を踏まえ、本業務は初等・前期中等教育段階において、開発済の国定教科書・指導書の改善案および教員教育制度の改善案が提案されることにより、算数・数学教育の質の改善に向けた体制が強化されることを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、グアテマラ教育省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえて、算数・数学教科書・指導書の活用及び初中等算数・数学分野の教員教育に関する技術的指導・助言を行う。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内業務

① 第1次現地業務開始前

業務ワークプラン（現地業務期間全体）を作成し（和文）、JICA人間開発部による確認の後、JICA人間開発部ならびにJICAグアテマラ事務所に提出する。

② 各次現地業務の間

- ア) 現地業務結果をJICA人間開発部に報告し、現地業務結果報告書（和文・西文）を提出する。また、次期現地業務の業務計画について協議を行う。
- イ) 次期現地業務に関する業務ワークプラン（和文・西文）を作成、JICA人間開発部による確認の後、JICA人間開発部ならびにJICAグアテマラ事務所に提出する。

③ 最終次の現地業務終了後

現地業務結果をJICA人間開発部に報告し、現地業務結果報告書（和文・西文）を提出する。

(2) 現地業務

現地において傭上するローカルコンサルタントと協働し、以下の①～⑦の業務を実施する。同ローカルコンサルタントの主な業務としては、現地業務補佐、不在期間の対応等を想定している（下記10.(1)③を参照のこと）。

① 全期間を通じて行う業務内容

- ア) C/P 機関に各次現地業務の業務ワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。

イ) 当該期間の現地業務完了に際し、JICA グアテマラ事務所、C/P 機関に対し、業務結果を報告し、業務の成果、提言等を含む現地業務結果報告書（和文・西文）を作成、提出する。

② 第1次現地業務（2020年2月中下旬～2020年4月）

ア) グアテマラ新政権の政策・計画、教育統計更新についての情報収集を行い、教育分野の現状に関する基礎情報を既存資料を中心にとりまとめる。とりまとめにおいては、主に以下の項目を参考に情報収集する。

- ・ 制度・政策の変遷
- ・ 法的根拠
- ・ 現行制度概要
- ・ カリキュラム
- ・ 成績評価
- ・ 教員養成・現職教員研修現行制度概要
- ・ 教員能力指標（職能成長の評価規準・基準）

イ) 業務ワークプランについて、JICA人間開発部と調整した上でC/P機関と合意する。

ウ) 教科書・指導書の活用状況を確認し、課題抽出を行うため、学校モニタリング計画についてC/P機関と合意し、C/Pと共にモニタリングを開始する。

エ) 上記 ウ) を踏まえ、第1次現地業務モニタリング結果をC/P機関に共有し、提言を行う。

③ 第2次現地業務

ア) 上記 ② ウ) のモニタリング計画に基づいてC/Pと共に学校モニタリングを行う。

イ) 教員教育の課題抽出を行うため、現職教員研修モニタリング計画を作成し、教育省と合意の上、国立サンカルロス大学等で行われている「教員再教育プログラム（PDAP-D）」の現状確認、課題抽出を行う。

ウ) 上記 イ) と同様に教員養成課程モニタリング計画を作成し、教育省と（必要に応じて国立サンカルロス大学教員養成課程担当部局とも）同計画を合意の上、教員養成課程（大学レベル・教員養成校レベル）の現状確認、課題抽出を行う。

エ) 上記 ア)～ウ) を踏まえ、第2次現地業務モニタリング結果をC/Pに共有し、提言を行う。

④ 第3次現地業務

ア) 上記 ② ウ) のモニタリング計画に基づいてC/Pと共に学校モニタリングを継続し、現状確認・課題抽出を行う。

イ) 上記 ③ イ) の現職教員研修モニタリング計画に基づいてC/Pと共にモニタリングを継続し、現状確認・課題抽出を行う。

ウ) 上記 ③ ウ) の教員養成課程モニタリング計画に基づいてC/Pと共にモニタリングを継続し、現状確認・課題抽出を行う。

エ) 上記 ア)～ウ) を踏まえ、第3次現地業務モニタリング結果をC/Pに共有

し、提言を行う。

オ) 上記 ア) を踏まえ、教科書の改善点をレポートとして教育省に提出し、教育の質管理総局から教材修正方針について合意を得る。

⑤ 第4次現地業務

ア) 上記 ② イ) の業務ワークプラン(現地業務計画全体)を必要に応じて見直し、JICA人間開発部に確認の上、教育省と合意する。

イ) 上記 ④ オ) で確認された教材修正方針を踏まえ、教科書・指導書改善案(記述上の誤りや教科内容・指導法改善等に関する本質的な修正部分等)の作成においてC/Pを支援する。なお、算数・数学教科書改善提案書作成にあたっては、以下の点等も含まれるよう、内容を調整し、C/Pを支援する。

- ・ 今後10年の需要見込
- ・ 印刷・配布計画
- ・ 配布システム
- ・ 配布ガイドライン(教科書使用・補充規定等)
- ・ モニタリングシステム
- ・ モニタリング方法
- ・ モニタリング計画
- ・ 予算計画
- ・ 経験共有方法等

⑥ 第5次現地業務

ア) 上記 ⑤ イ) で提出した教科書及び指導書修正案について、フィードバックを踏まえ、C/Pによる最終化の支援をする。

イ) グアテマラ教育暦2022年度に向けて、教育省が行う教科書及び指導書の印刷配布の予算案作成を支援する。

ウ) 上記 ③ イ) 及び ウ) の計画に沿って実施されたモニタリングを踏まえ、教員養成課程及び現職教員研修の課題報告・改善提案書のドラフト作成を支援し、教育省に提出する。改善提案書の内容は、主に以下の点を含めることとする。

- ・ 法的根拠
- ・ 教員需要予測(今後10~30年)
- ・ 教員需給計画、現行制度概要
- ・ 教員のライフサイクルに基づく制度改善案:
 - 教員教育制度概要
 - 教員能力指標
(課程入学~課程修了~初任者~中堅~ベテラン~管理職~退職時)
 - 入学試験
 - 教員養成カリキュラム
(講座概要、教育実習、成績評価、就職相談、フォローアップ等)
 - 教員免許
 - 教員採用試験

- 教員研修カリキュラム
(研修内容、研修時期、研修方法、評価方法、随伴指導等)
- コスト
- 留意点

⑦ 第6次現地業務

- ア) 上記 ⑥ ウ) で教育省に提出した教員養成課程および現職教員研修の改善案を、教育省からのフィードバックを踏まえてC/Pが行う最終化を支援し、教育省に提出する。
- イ) 上記 ア) で最終化した教員養成課程および現職教員研修改善案、及び上記 ⑥ ア) で最終化した教科書および指導書改定案について、C/Pによる知見共有を支援する (TV会議での共有を想定)。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン (現地業務期間全体、及び各次現地業務)

現地業務内容を関係者と共有するために作成。現地業務の具体的内容 (案) などを記載。簡易製本及び電子データにて提出。部数は以下のとおり。

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA グアテマラ事務所へ各 1 部)

西文 3 部 (JICA 人間開発部、JICA グアテマラ事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

各次の現地業務終了時。和文及び西文の簡易報告資料とする。簡易製本及び電子データにて提出。部数は以下のとおり。

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA グアテマラ事務所へ各 1 部)

西文 3 部 (JICA 人間開発部、JICA グアテマラ事務所、C/P 機関へ各 1 部)

なお、最終次の現地業務結果報告書 (西文) には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めること。

- ・ 算数数学教科書・指導書改善案
- ・ 現職教員研修改善案及び教員養成課程改善案

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部 : 簡易製本及び電子データ)

現地・国内の全期間の業務に関する報告書 (和文) を作成し、2022 年 1 月 12 日までに JICA 人間開発部及び JICA グアテマラ事務所に提出し、報告する。記載項目 (案) は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。また、業務の過程で作成した教科書・指導書改善案、現職教員研修改善案及び教員養成課程改善案を参考資料として添付する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空賃については以下のいずれかの航空経路にて、見積書に計上してください。

- ① 日本⇒ヒューストン⇒グアテマラシティ⇒ヒューストン⇒日本
- ② 日本⇒メキシコシティ⇒グアテマラシティ⇒メキシコシティ⇒日本

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

以下の条件を踏まえて提案してください。

ア) 第1次現地業務は2020年2月中下旬から開始する。

イ) 2021年12月上旬までに最終次の現地業務を終了する。

ウ) 現地業務期間は、1月中旬から12月上旬の間とする。

(毎年11月上旬より1月上旬まで小・中学校が休校となること、また12月上旬よりC/P機関を含むグアテマラ政府公官庁職員の多くが休暇に入ることを考慮。)

エ) M/M・業務日数、渡航回数は、上記「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とする。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、本コンサルタントのみとし、上記7.(2)に記載のローカルコンサルタントと協働して業務を行うことを想定していません。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎 第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配 第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上

現地業務期間中の車両借上費用については、本件の契約には含めず、別途JICAで計上し、業務従事者が支出します。

エ) 通訳備上 なし

オ) ローカルコンサルタント

ローカルコンサルタント備上費用については、本件の契約には含めず、別途JICAで計上し、業務従事者が支出します。

カ) 現地業務日程のアレンジ

第1次現地業務開始時のC/P機関協議についてのみ、JICAグアテマラ事務所員によるスケジュールアレンジ及び同行を行います。

キ) 執務スペース提供

教育省内における執務スペース提供あり（ネット環境完備予定）。

(2) 参考資料

① 配布資料

本業務に関する以下の資料を、JICA 人間開発部基礎教育グループ（代表メールアドレス：hmgbe@jica.go.jp）にて配布します。

- ・前期中等数学科教育の質改善プロジェクト事業完了報告書
- ・教育政策アドバイザー業務完了報告書

② 公開資料

- ・グアテマラ共和国 算数指導力向上プロジェクト
終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000246146.html>
- ・グアテマラ共和国 算数指導力向上プロジェクト・フェーズⅡ
終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013350.html>

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：2019年12月16日(月)(予定)
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途連絡します。)
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内会議室
(当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用や電話会議方式を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③ 実施方法：
 - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 日本又は途上国における初中等学校の算数・数学教員経験を有することが推奨されます。また、教育分野(特に算数・数学教育)に関する途上国における教育行政、カリキュラム、教育評価、教員研修等の知識を有することがな

- お望ましい。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA グアテマラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。
※現地業務期間中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
 - ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(2014年10月) (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
 - ⑤ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
 - ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上